2　総合職大卒試験
⑴　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者
⑵　平成４年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ア　大学を卒業した者及び平成26年３月31日までに大学を卒業する見込みがある者
イ　最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格を有すると認める者
3　欠格事由
１及び２の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
⑴　日本の国籍を有しない者
⑵　国家公務員法第38条に該当する者

第５　受験の特例
総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分の受験者は、申込みに際して、併せて平成25年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）の受験者としての取扱いを希望することができる。

第６　試験の種目並びに出題分野及び内容等
1　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分
⑴　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験とする。
ア　対象者　受験申込者全員
イ　方法
㋐　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
㋑　専門試験　専門的知識等について、多肢選択式により、次の科目の筆記試験を行う。
ａ　憲法
ｂ　民法
ｃ　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目
⒜　刑法
⒝　経済理論
ウ　試験期日　平成25年６月２日（日）
エ　試験地　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、静岡市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、金沢市、広島市、山口市、岡山市、松江市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、札幌市、釧路市、高松市及び松山市
オ　第１次試験合格者発表　平成25年６月18日（火）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
⑵　第２次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験とする。ただし、⑴の受験の特例希望者については、一般職試験（大卒程度試験）における合否判定用として、論文試験を加える。
ア　対象者　第１次試験の合格者。ただし、イの㋐のａの⒜及びｄ並びにイの㋑のａの⒜及びｄの筆記試験については、第１次試験の有効受験者に対して行う。
イ　方法
㋐　総合職院卒試験の法律・経済区分
ａ　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の科目の筆記試験を行う。
⒜　憲法
⒝　民法
⒞　刑法
⒟　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目
民事訴訟法又は刑事訴訟法
ｂ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。
ｃ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。
ｄ　論文試験　文章による表現力及び課題に関する理解力について、記述式による筆記試験を行う。
㋑　総合職大卒試験の法律・経済区分
ａ　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の科目の筆記試験を行う。
⒜　憲法
⒝　民法
⒞　刑法
ｂ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。
ｃ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。
ｄ　論文試験　文章による表現力及び課題に関する理解力についての記述式による筆記試験を行う。
ウ　試験期日
㋐　専門試験の憲法及び論文試験　平成25年６月２日（日）
㋑　専門試験（憲法を除く。）及び政策論文試験　平成25年６月22日（土）
㋒　人物試験　平成25年６月26日（水）から同年７月８日（月）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日
エ　試験地
㋐　専門試験、政策論文試験及び論文試験　第１次試験の試験地に同じ。
なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。
㋑　人物試験　次の表の「第１次試験試験地」に掲げる地で第１次試験を受験した者の試験地は、「第１次試験試験地」の区分ごとに同表の「試験地」に定める地とする。

第１次試験試験地	試験地
東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　静岡市　新潟市	東京都
大阪市　京都市　神戸市	大阪市
名古屋市　金沢市	名古屋市
広島市　山口市　岡山市　松江市	広島市
福岡市　熊本市　鹿児島市　那覇市	福岡市
仙台市　福島市　盛岡市	仙台市
札幌市　釧路市	札幌市
高松市　松山市	高松市

オ　第２次試験合格者発表　平成25年７月17日（水）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
⑶　第３次試験　人物試験とする。
ア　対象者　第２次試験の合格者
イ　方法　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。
ウ　試験期日　平成25年７月24日（水）から同月30日（火）までの間で、第２次試験合格者に送付する受験票により指定する日
エ　試験地　東京都
⑷　最終合格者発表　平成25年８月９日（金）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

2　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の人間科学区分
⑴　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験とする。
ア　対象者　受験申込者全員
イ　方法
㋐　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
㋑　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の表の「出題分野」に掲げる出題分野のうち、受験者が選択する１つの出題分野に応じ、「科目」に定める科目のうち、受験者が選択する科目の筆記試験を行う。

出題分野	科　目
心理学等	心理学又は心理学及び法律学
社会学等	社会学又は社会学及び法律学
社会福祉学等	社会福祉学又は社会福祉学及び法律学
教育学等	教育学又は教育学及び法律学

ただし、法律学とは、憲法、民法及び刑法とする。
ウ　試験期日　平成25年６月２日（日）
エ　試験地　東京都、大阪市、名古屋市、広島市、福岡市、那覇市、仙台市、札幌市及び高松市
オ　第１次試験合格者発表　平成25年６月18日（火）に、第１次試験を受験した地にある家庭裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。